

新庁舎建設事業 News ⑤

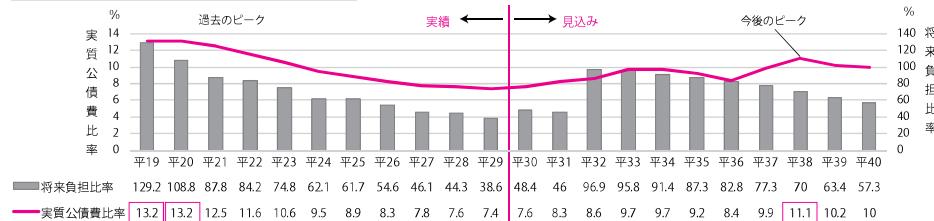
(財政課) 39-2306

第4回 新庁舎建設検討委員会を開催しました (1月22日開催)

第4回検討委員会を1月22日に開催し、部会の職員ワーキンググループでまとめた新庁舎に備える機能の検討結果を協議しました。また、新庁舎の規模（現状面積を2割程度削減し約8,200m²目標）、概算事業費（建設資材などの動向を考慮し約58億円）及びその財源（市町村役場機能緊急保全事業と集約化・複合化事業の二つの起債を活用し、約20億円の国の財政支援を見込み、実質負担を約46.9億円）について、次回協議することとされました。

その他、市の財政概要の説明を受け、前回提出された委員からの意見書についても協議を行っています。

「実質公債費比率」と「将来負担比率」の推移



検討委員会の委員からの意見書への対応

●委員意見書（要旨）

庁舎の建替えより優先すべき事業が他にある。庁舎の老朽化は理解できるが、文化会館との複合化では多額の建設費が必要となり、市の財政の硬直化が予想されるため、庁舎のみの建替えとし、基本構想から検討し直すべき。

●意見書に対する主な委員意見

- これまでにも、建て替えのために約1億円を基金に積んで準備してきた。市の財政支援により建設費が圧縮される。建て替えは今がチャンス。
- 交付税措置は、市の財政事情によってどうなるかわからないのではないか。他の市民サービスに影響があるので、それはといった心配をしきり払拭しなければならない。
- 庁舎と文化会館の建て替えが大前提と思っていた。庁舎は建て替えが必要で、文化会館はまだ大丈夫なのか。
- 文化会館も老朽化し、耐震化も未実施、アスベストも含まれ、大ホールの設備も限界にきている。いずれ建て替えが必要な状況。複合化で設備などを共用すれば今後のコスト削減になる。



市の財政概要 検討委員会では、新庁舎建設にともない市の財政状況についても確認を行っています。過去10年間の実績をベースに、今後10年間の財政見通しを推計した結果、新庁舎建設費に含む借金の返済額（償還額）はあおむね平准化でき、他の事業を実施しながら、庁舎と文化会館の整備が図られる見込んでいます。

市の財政状況を見るうえで、公債費比率（借金の割合）は一つの目安となります。市では、これまでにも過去の事業の借金を返済しながら、毎年度の事業を実施してきていますが、今後の新庁舎建設による実質公債費比率（※1）も、過去のピーク時より抑えられる見込んでいます。また、将来負担比率（※2）も100%以下で推移する見込んでいます。この推計により、今後も健全な財政運営が実施できると考えています。

※1「実質公債費率」とは、市の収入に対する借金返済の割合を示し、3年間の平均で18%以上になると、新たな借金をする際に国や道の許可が必要になり、25%以上は借金が制限される。

※2「将来負担比率」とは、将来的な借金負担の割合を示す財政の健全度を測る指標の一つで、350%を超えると早期健全化団体となり、国に健全化計画を報告しなければならない。

検討委員会に対し、委員から意見書が提出され、その内容について以下のとおり協議を行いました。

- 建て替えて良いのか、幾らなら良いのか、かみ合わない部分を整理しなければ議論が前に進まない。
- 国の財政支援があるなら、庁舎と文化会館の複合化で建て替えるのが理想。文化会館は利用者の心の安らぎの場、なくてならないところ。予算的に難しいなら規模を小さくしても良い。
- 庁舎と文化会館の複合化で建て替えるべき。国の財政支援がある機会にやるのがチャンス。交付税措置がわからぬというが、国を信頼しなければ行政はやっていけない。市の公債費比率も将来的に一桁と見込んでいるので、他の事業をやりながらやっていく。将来のことは誰にもわからない。その時の状況で判断するしかない。検討が急ぎだというが、市の事業に乗ることは短期間で結論を出すこともやむを得ない。
- 警察や消防がなくなったらどうなるか、役所がなくなったらどうなるか、文化も同じ。庁舎と文化会館が、市民にとって、まちづくりにとって必要なのか議論した方が良い。

●検討委員会の協議結果

新庁舎建設にあたり、委員から出されたさまざま意見は、基本計画の附帯意見として報告を検討する。

4月7日(日)は 北海道知事 北海道議会議員 選挙です

(選舉管理委員会) 39-2324

▼期日前投票

投票日に仕事、旅行、病気、住居移転、悪天候などで投票に行けない方は、投票日前に下記の期日前投票所で投票ができます。

場所	期間	時間
市役所	3月22日(金) ~4月6日(土)	午前8時30分 ~午後8時
	※北海道議会議員選挙は 3月30日(土)からです。	
山部支所 東山支所	4月2日(火) ~4月6日(土)	午前9時 ~午後5時

書き方
↓「投票所入場券」裏面の
期日前投票宣誓書に
必要事項を記入し
期日前投票所で
早めに投票してください

期日前投票宣誓書 平成31年●月●日		
本人の 自筆	フリガナ	フラン ハナコ
	氏名	富良野 花子
	生年月日	平成2年3月4日
↓表面と違う場合のみ記入してください。		
あてはまるものに ○をつける	住所	1~6までの理由に該当する 数字ひとつに○をつけてください
		1号 仕事等による場合 2号 旅行等による場合 3号 病気等による場合 5号 住居移転のため他市町村に移住 6号 天災又は悪天候による場合
		私は、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の執行当日、上記の事由に該当する見込みです。上記の事実が相違ないことを誓い、併せて投票用紙の交付を請求します。

※事由の「4号」は該当がないため省略しています。

▼選舉公報の配布方法変更

選舉公報は各町内会長の協力で各世帯に配布していましたが、今回から新聞折込で配布することに変更します。また、選舉公報を市役所、山部支所、東山支所、文化会館、保健センター、図書館、ふれあいセンター、投票日当日は、各投票所に備え置きます。なお、希望者には郵送しますので連絡してください。



▼投票できる方

●北海道知事選挙

平成13年4月8日までに生まれた方で、平成30年12月20日までに富良野市の住民基本台帳に登録されていて、引き続き住所のある方。

●道議会議員選挙

平成13年4月8日までに生まれた方で、平成30年12月28日までに富良野市の住民基本台帳に登録されていて、引き続き住所のある方。

▼投票時間と投票所

時間	投票所
午前7時～午後4時	八幡丘会館
午前7時～午後6時	御園会館、育良会館、布部会館、扇山公民会館、鳥沼会館、布礼別集落センター、麓郷集落センター、山部北星地区コミセン、山南陽地区コミセン、東山支所、西達布集落センター、老節会館
午前7時～午後8時	市役所、西地区コミセン、ふれあいセンター、東春地区コミセン、南コミセン、東部児童センター、北の峰コミセン、山部福祉センター

※平成18年以降投票所が合併になった地区(平沢、さくら、あもと、たぢばな、つじ、島ノ下)を対象に、投票日に公用車の運転業務を委託し、旧投票所から現在の投票所まで車による移動支援を実施します。希望の方は4月4日(木)までに選舉管理委員会へ電話で申し込みください。

▼投票所入場券

- 住民票に記載されている住所に郵送します。誤って配達された場合には、選舉管理委員会まで連絡してください。
- 投票所入場券は、投票用紙を受け取る際に必要になりますので、投票所へ忘れずに持参してください。
- 投票所入場券を紛失した場合は、投票日投票所の受付に申し出てください。

▼不在者投票

身体に障がいのある方

身体に障がいがあり、投票所に行けない方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送で投票することができます。対象となるのは、身体障害者手帳、戦傷病者の手帳または介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、選舉管理委員会が発行した「郵便投票証明書」を持っている方です。郵便投票証明書の交付を新たに受けたい場合は、早めに選舉管理委員会に申請してください。

病院や施設にいる方

北海道の選舉管理委員会が指定した施設(北の峰病院、ふらの西病院、協会病院、北の峯ハイツ、寿光園、老人保健施設ふらの、すまいるふらの)の入院患者や入所者は、施設内で不在者投票ができます。

他市町村に滞在している方

滞在中の市町村選舉管理委員会で投票します。早めに不在者投票申請用紙を請求してください。希望される方は、選舉管理委員会に投票用紙を請求してください。なお、請求期限は、平成31年4月3日(水)必着で郵送により提出してください。

投票日当日までに満18歳になる方

選舉資格を有し、投票する時点で18歳になっていない方は、富良野市役所で不在者投票ができます。